

【 議 事 2 】

一般乗合旅客自動車運送事業者における  
路線廃止について

## 議案（2）一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について

### 1. 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者の路線廃止に関する処理

#### ①路線定期運行に係る路線の廃止に係る届出

路線廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければなりません（道路運送法第15条の2）。

#### 道路運送法

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その30日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 道路運送法施行規則

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 2 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合
- 3 前2号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

## 路線バスの一部路線の廃止について

## 1. 概要

全国的にバス運転手不足が深刻で、弊社も例外ではありません。  
 それに加えて来年春に迫りました運輸業界の2024問題対策として、労働時間等の見直しを行うことも喫緊の課題となっています。  
 これまでも運転手不足や新型コロナウイルス感染の影響により減便をしてきておりますが、更なる効率化を図らねばなりません。  
 そのため、一部路線廃止をしても他の路線で賄えるところにも手を付けざるを得なく、今回の提案に至りました。  
 具体的には、現在、彦島島内から東駅周辺の高校へ彦島大橋経由の直通便を平日登校日に朝3便運行していますが、このうち1便を減便し、朝2便とするものです。  
 これにより、「福浦口～彦中下～彦島変電所前」間 0.9キロが、路線の廃止となります。

## 2. 関係市 … 下関市

## 3. 実施予定年月日 … 令和6年(2024年)3月16日

## 4. 運行系統新旧比較表

系統番号	新						旧					
	起点 (経過地)		終点		キロ程		起点 (経過地)		終点		キロ程	
	平日登校日	平日休校日	土曜	日祝日	(往)	(復)	平日登校日	平日休校日	土曜	日祝日	(往)	(復)
7004511	彦島営業所 (彦中下・荒田・彦島大橋)		下関駅		13.4		彦島営業所 (彦中下・荒田・彦島大橋)		下関駅		13.4	
系統廃止	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4		0.5	0.0	0.0	0.0	13.4	
7004411	彦島営業所 (田の首・山中・彦島大橋)		下関駅		15.4		彦島営業所 (田の首・山中・彦島大橋)		下関駅		15.4	
(参考) 変更なし	0.5	0.0	0.0	0.0	15.4		0.5	0.0	0.0	0.0	15.4	
7004311	竹の子島 (迫・彦島大橋)		下関駅		12.0		竹の子島 (迫・彦島大橋)		下関駅		12.0	
(参考) 変更なし	0.5	0.0	0.0	0.0	12.0		0.5	0.0	0.0	0.0	12.0	

※この表では、1便=0.5回としている。

## 5. 関係路線図

